

「しまねエコライフ推進会議」設置要綱

(目的)

- 第1条 島根県環境総合計画に基づき、地球温暖化対策や循環型社会形成など、環境に配慮したライフスタイルやビジネスを推進するため、しまねエコライフ推進会議（略称：しまエコ会議。以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第40条の規定による地球温暖化対策地域協議会として位置づける。

(活動)

- 第2条 会議は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 普及啓発
 - (2) 関係者間の情報共有・連絡調整
 - (3) その他、目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 会議に、事業者、生活、行政機関の各活動主体の取組を推進するために、次の目的を持つ部会を置く。
- (1) 事業者部会 事業者の主体的な取組や連携による取組の推進
 - (2) 生活部会 日常生活における県民の主体的かつ自発的な取組の推進
 - (3) 行政部会 行政機関自らの率先的な取組や、地域での取組の推進
- 2 各部会の構成員は、県内の団体及び個人の中から適当と認められる者をもって充て、各部会においてこれを定める。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は各部会を代表する。
- 4 この要綱に定めるもののほか、部会に関する事項は、各部会長が別に定める。

(議長)

- 第4条 会議に議長を置き、部会長の互選によってこれを定める。
- 2 議長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 議長は、会議を招集し、主宰する。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、各部会以外の者を会議に出席させることができる。
 - 5 議長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する者がその職務を代行する。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、島根県環境生活部環境政策課に置く。

2 各部会の事務局は、次のとおりとする。

(1) 事業者部会 島根県中小企業団体中央会

(2) 生活部会 公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所

(3) 行政部会 島根県環境生活部環境政策課

3 会議の運営に関する必要な調整については、事務局で協議して行う。

(会議名の使用)

第6条 各部会で行う普及啓発活動にも、会議の名称を使用することができる。

2 他団体が行う事業への後援等についての承認は、会議の事務局で行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。